

○山間部の適用範囲について

- ① 赤色着色している地区は山間部の対象地区であり、該当する地区を設計単価地区に採用する工事は本通知文の取扱いに準じて積算を行う。
- ② 黄色着色している地区は山間部の一部対象地区であり、該当する地区を設計単価地区に採用し、かつ工事箇所が米印欄に示す対象地域（大字）に該当する工事は本通知文の取扱いに準じて積算を行う。
- ③ ①、②に該当しない地区においても、施工箇所の標高が300m以上である場合は山間部とみなす。

